

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 2 月 22 日 (火) 第 288 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------------------|--------------|---|
| ○鹿児島県伝統的工芸品指定要綱の一部を改正する要綱 (※) | (かごしまPR課取扱い) | 1 |
| ○漁獲共済に係る区域及び区分の設定 | (水産振興課取扱い) | 4 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 | (水産振興課取扱い) | 4 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | (経営技術課取扱い) | 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課取扱い) | 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課取扱い) | 5 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 5 |
|---------------|--------------|---|

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 132 号

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 4 年 2 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱 (昭和63年鹿児島県告示第436号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(県伝統的工芸品の指定等)」に改め、同条第 1 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 3 項中「工芸品を製造する者を直接又は間接に構成員とする事業協同組合その他知事が別に定める団体等 (以下「組合等」という) を「組合等 (工芸品の製造者又はその者を構成員とする事業協同組合等の団体をいう。以下同じ)」に改め、同条第 5 項中「告示する」を「公表する」に改める。

第 3 条中「交付する」の次に「とともに、関係市町村長にその旨を通知する」を加える。

第 7 条の見出し中「指定の」の次に「変更及び」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「指定を」の次に「変更し、又は」を加え、「組合等及びその所在地を管轄する市町村長に通知し、並びにその旨を告示する」を「、公表するとともに、組合等及び関係市町村長に通知する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項第 1 号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「第 2 条第 7 項」を「第 2 条第 6 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

知事は、第 5 条 (第 1 号に係る部分に限る。)の規定による届出があつたときは、協議会の意見を聴いて、県伝統的工芸品の指定を変更することがある。

第 8 条中「前条第 2 項」を「前条第 3 項の規定による解除」に改める。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(生産の復活が期待される鹿児島県伝統的工芸品の指定等)

第 9 条 知事は、第 7 条第 2 項の規定により指定を解除された県伝統的工芸品について、後世に記録として残すため、協議会の意見を聴いて、当該工芸品を生産の復活が期待される鹿児島県伝統的工芸品 (以下「復活期待工芸品」という。)として指定することがある。

- 2 知事は、前項の規定により復活期待工芸品を指定したときは、その旨を、公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により指定した復活期待工芸品について、当該復活期待工芸品の名称、伝統的な技術又は技法、主な原材料名等を記載した記録簿（別記第3号様式）を作成するものとする。
- 別記第1号様式中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名 」に改める。
- 別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第9条関係）

生産の復活が期待される鹿児島県伝統的工芸品記録簿

工 芸 品 の 名 称			
掲 載 年 月 日			
主 な 原 材 料 名		主 な 生 産 地	
伝 統 的 な 技 術 又 は 技 法			
特 記 事 項 ・沿革，歴史 ・指定条件 ・指定解除年月日 等			

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 22 日から施行する。

鹿児島県告示第133号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第 1 項第 2 号ロの規定により、同法第104条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和 4 年 2 月 22 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成31年 4 月 19 日鹿児島県告示第428号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

令和 4 年 2 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
阿久根市阿久根区域 （阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市折口区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）	(1) 主として機船底びき網漁業を営む漁業 (2) 主として棒受網漁業を営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により機船底びき網漁業及び棒受網漁業を併せて営む漁業又は総トン数10トン未満の漁船により主として機船底びき網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網漁業を併せて営む漁業 (4) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (5) 主としてごち網漁業を営む漁業、主としてふぐかご漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業 (6) 主として磯建網漁業を営む漁業 (7) (1)から(6)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第134号

熊毛郡南種子町島間5787番地 島間水産株式会社代表取締役甲山博明及び熊毛郡南種子町島間5674番地 1 船川剛継からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 4 年 2 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南種子町島間区域（熊毛郡南種子町島間の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業、主として建網漁業を営む漁業又は小型定置漁業

鹿児島県告示第135号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4 年 2 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第	令和10年2月1日	なたね油 かす及び	なたね油 かすペレ	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0	該当なし	鹿児島プロフーズ	いちき串木野市大

1214号		その粉末	ット	加里全量 1.0		株式会社	里2762番地
鹿児島 県肥第 1321号	令和10年 1月28日	肉骨粉	牛の源	窒素全量 7.0 りん酸全量10.0	その他の制限事項 は公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油 脂工業	日置市伊 集院町寺 脇87番地

鹿児島県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年2月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町大坂字牛峠5591番地先から同市金峰町大野字牛之河内6584番12地先まで	前後	9.3～65.3	678.1
				9.3～82.6	678.1

鹿児島県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年2月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町大坂字牛峠5591番地先から同市金峰町大野字牛之河内6584番12地先まで	令和4年 2月22日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第17号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年2月22日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	S超ガラガラ爺夏S B 2	株式会社サボハニ	1S1588